

## 第97回千葉県土地利用審査会

### 議題 ア

千葉県土地利用審査会に関する規程の改正について

## 目 次

### 議題ア 千葉県土地利用審査会に関する規程の改正について

「千葉県土地利用審査会運営要領」の一部改正について・・・・・・・・・・ 3

「千葉県土地利用審査会傍聴要領」の一部改正について・・・・・・・・・・ 11



# 「千葉県土地利用審査会運営要領」の一部改正について

## I 改正概要

- ・委員以外の者の出席要求要件の修正
- ・会議開催の周知及び概要等の公表方法の修正
- ・議事録作成手続等についての修正
- ・その他軽微な修正

## II 改正理由

1 当該委員会では例年、所掌事務に関連する「報告」を行っているところであるが、「国土利用計画」関連の報告のために、国土利用計画法を共管している政策企画課に出席要求を行うことがある。委員及び用地課職員以外に出席を求める要件として、第3条は「所掌事務を遂行するため必要があるとき」と定めているが、「報告」が当該要件に該当するか必ずしも明確ではないことから、他審議会要領を参考として修正を行いたい。

2 県の附属機関が準拠すべきとされている「附属機関の設置及び運営等に関する指針」に「附属機関の会議開催の周知及び概要等の公表」について定められているところ、現在の該当条文（第5条）はこの指針に準拠しているとはいえない箇所があるため、所要の改正を行いたい。

3 議事録の作成について定めた第7条について、県方針として押印の必要性を見直していることから、当議事録についても署名のみを求めることとしたい。併せて、前述した「報告」が記載すべき事項として明記されていないこと等から、他委員会規程を参考として記載事項について見直しを行いたい。

4 その他文言について所要の修正を行うもの。



「千葉県土地利用審査会運営要領」の一部改正 新旧対照表

新 (改正案)	旧 (現行)						
<p><u>(会議招集通知)</u> 第2条 会長が会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時及び場所を文書をもって委員に通知するものとする。ただし、会長が<u>緊急</u>を要すると認めるときは、この限りではない。</p> <p><u>(委員以外の者の出席)</u> 第3条 <u>会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に</u>会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。</p> <p><u>(会議の公開)</u> 第4条 &lt;略&gt;</p> <p><u>(会議開催の周知及び概要等の公表)</u> 第5条 <u>会長は、審査会を開催するに当たっては、当該審査会開催日の2週間前までに(緊急に会議が開催される場合にあつては、当該会議の開催が決定された後直ちに、また、議題のすべてを非公開とする予定の会議については、開催される日の2日前までに) 次の事項を、千葉県ホームページ等に掲載する方法等により、県民に周知するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 開催日時</li> <li><u>二 附属機関の名称</u></li> <li>三 議題</li> <li>四 開催場所</li> <li><u>五 公開・非公開の区分</u></li> <li><u>六 非公開とする理由(根拠法令等)</u></li> <li>七 傍聴の定員及び手続</li> <li>八 問い合わせ先</li> </ul> <p>2 会長は、会議終了後、<u>会議の結果を千葉県ホームページに掲載するものとする。なお、掲載事項及び掲載時期については、以下のとおりとする(会議が非公開の場合であっても、公表できる範囲の情報は掲載するものとする。)</u></p> <table border="1" data-bbox="156 1653 774 2018"> <thead> <tr> <th>掲載事項</th> <th>掲載時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催日時、開催場所、出席者氏名(委員及び県の出席者)、公開・非公開の区分、非公開とする理由(根拠法令等)、議題及び会議資料</td> <td>原則会議終了後当日又は翌日までを目途</td> </tr> <tr> <td>議事又は委員意見の概要、その他必要な事項</td> <td>原則1ヶ月以内を目途</td> </tr> </tbody> </table>	掲載事項	掲載時期	開催日時、開催場所、出席者氏名(委員及び県の出席者)、公開・非公開の区分、非公開とする理由(根拠法令等)、議題及び会議資料	原則会議終了後当日又は翌日までを目途	議事又は委員意見の概要、その他必要な事項	原則1ヶ月以内を目途	<p>(会議等) 第2条 会長が会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時及び場所を文書をもって委員に通知するものとする。ただし、会長が急施を要すると認めるときは、この限りではない。</p> <p>第3条 審査会は、所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係部課の職員及び処理事項に係る関係者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。</p> <p>第4条 &lt;略&gt;</p> <p>第5条 会長は、審査会を開催するに当たっては、前条のただし書きによる会議の公開をしない審査会を除き当該審査会開催日の7日前までに次の事項を、千葉県ホームページ等に掲載する方法等により、県民に周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 開催日時</li> <li>二 開催場所</li> <li>三 議 題</li> <li>四 傍聴人の定員</li> <li>五 傍聴手続き</li> <li>六 問い合わせ先</li> </ul> <p>2 会長は、会議終了後、すみやかに会議結果概要を千葉県ホームページ等に掲載するものとする。</p>
掲載事項	掲載時期						
開催日時、開催場所、出席者氏名(委員及び県の出席者)、公開・非公開の区分、非公開とする理由(根拠法令等)、議題及び会議資料	原則会議終了後当日又は翌日までを目途						
議事又は委員意見の概要、その他必要な事項	原則1ヶ月以内を目途						

<p>(議事録)</p> <p>第7条 <u>会長は</u>、議事録を作成し、議長が指名した<u>二名以上の</u>委員がこれに<u>署名</u>するものとする。</p> <p>2 議事録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 会議の日時及び場所</p> <p>(2) <u>出席委員及び関係職員の氏名</u></p> <p>(3) <u>議事事項及び報告事項</u></p> <p>(4) <u>議題の概要及び結果</u></p> <p>(5) <u>議事録署名人の氏名</u></p> <p>(6) <u>その他会長が必要と認める事項</u></p> <p><u>(幹事)</u></p> <p>第8条&lt;略&gt;</p> <p><u>(書記)</u></p> <p>第9条&lt;略&gt;</p> <p>附 則 &lt;略&gt;</p> <p><u>この要領は、令和6年12月〇〇日から施行する。</u></p>	<p>(議事録)</p> <p>第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議長が指名する委員がこれに署名押印するものとする。</p> <p>2 議事録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 会議の日時及び場所</p> <p>(2) 出席委員及び関係職員の氏名並びに委員総数</p> <p>(3) 処理事項及び議題となった件名</p> <p>(4) 会議の概要</p> <p>(5) 議決の内容</p> <p>(6) その他の重要な事項</p> <p>(幹事及び書記)</p> <p>第8条&lt;略&gt;</p> <p>第9条&lt;略&gt;</p> <p>附 則 &lt;略&gt;</p>
--	--

## 千葉県土地利用審査会運営要領（案）

### （目 的）

第1条 この要領は、千葉県土地利用審査会条例（昭和49年千葉県条例第54号）第5条の規定により、千葉県土地利用審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （会議招集通知）

第2条 会長が会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時及び場所を文書をもって委員に通知するものとする。ただし、会長が緊急を要すると認めるときは、この限りではない。

### （委員以外の者の出席）

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

### （会議の公開）

第4条 会議は、原則として公開とする。ただし、会長が千葉県情報公開条例第8条各号に該当すると認め、審査会の同意を得たときは、これを公開しないことができる。

### （会議開催の周知及び概要等の公表）

第5条 会長は、審査会を開催するに当たっては、当該審査会開催日の1週間前までに（緊急に会議が開催される場合にあつては、当該会議の開催が決定された後直ちに、また、議題のすべてを非公開とする予定の会議については、開催される日の2日前までに）次の事項を、千葉県ホームページ等に掲載する方法等により、県民に周知するものとする。

- 一 開催日時
- 二 附属機関の名称
- 三 議題
- 四 開催場所
- 五 公開・非公開の区分
- 六 非公開とする理由（根拠法令等）
- 七 傍聴の定員及び手続
- 八 問い合わせ先



2 会長は、会議終了後、会議結果概要を千葉県ホームページに掲載するものとする。なお、掲載事項及び掲載時期については、以下のとおりとする（会議が非公開の場合であっても、公表できる範囲の情報は掲載するものとする）。

掲載事項	掲載時期
開催日時、開催場所、出席者氏名（委員及び県の出席者）、公開・非公開の区分、非公開とする理由（根拠法令等）、議題及び会議資料	原則会議終了後当日又は翌日までを目途
議事又は委員意見の概要、その他必要な事項	原則1ヶ月以内を目途

（会場の秩序維持）

第6条 審査会は、会議を公開するに当たっては、傍聴に係る遵守事項等を定め、これを会場に掲示する方法等により傍聴人に周知するものとする。

（議事録）

第7条 会長は、議事録を作成し、議長が指名した二名以上の委員がこれに署名するものとする。

2 議事録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員及び関係職員の氏名
- (3) 議事事項及び報告事項
- (4) 議題の概要及び結果
- (5) 議事録署名人の氏名
- (6) その他会長が必要と認める事項

（幹事）

第8条 審査会に幹事を置く。

- 2 幹事は、県土整備部用地課長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、審査会の所掌事務について会長及び委員を補佐する。
- 4 幹事に事故あるときは、幹事があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（書記）

第9条 審査会に書記若干名を置く。

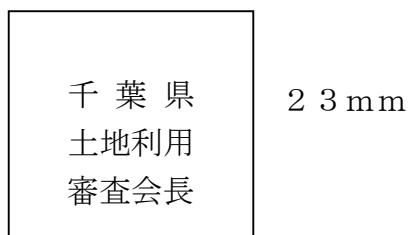
- 2 書記は、県土整備部用地課の職員のなかから幹事が指名する者をもって充

て、幹事の命を受けて審査会の事務を処理する。

(公 印)

第10条 会長の印は次のとおりとする。

23mm



附 則

この要領は、昭和50年1月13日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、第87回開催の審査会から適用する。

この要領は、令和6年12月〇〇日から施行する。



# 「千葉県土地利用審査会傍聴要領」の一部改正について

## I 改正概要

- ・障害のある人に対する合理的配慮に係る条項の新設
- ・その他軽微な修正

## II 改正理由

1 障害者福祉に関する各種法制が施行されたことに伴って「附属機関の設置及び運営等に関する指針」内の「傍聴要領（例）」が改正されたことにより、当委員会の傍聴要領も改正を行う必要が生じたため、条項の新設を行いたい。

2 その他文言について所要の修正を行うもの。



「千葉県土地利用審査会傍聴要領」の一部改正 新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>（傍聴人の決定等）</p> <p>第3条            &lt;略&gt;</p> <p><u>3点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮を必要とする傍聴希望者は、原則として会議開催の4日前（土・日・祝日を除く）までに、事務局まで申出を行うものとする。</u></p> <p>（傍聴人の遵守事項）</p> <p>第6条            &lt;略&gt;</p> <p>(4)会場において、<u>写真撮影、録画、録音等</u>をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りではない。</p> <p>附 則            &lt;略&gt;</p> <p><u>この要領は、令和6年12月〇〇日から施行する。</u></p>	<p>（傍聴人の決定等）</p> <p>第3条            &lt;略&gt;</p> <p>（傍聴人の遵守事項）</p> <p>第6条            &lt;略&gt;</p> <p>(4)会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りではない。</p> <p>附 則            &lt;略&gt;</p>



## 千葉県土地利用審査会傍聴要領（案）

平成16年11月18日

（趣旨）

第1条 この要領は、千葉県土地利用審査会（以下「審査会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の決定等）

第3条 一般席の定員は、原則として10人以内とし、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

- 2 前項の規定により、傍聴希望者数が定員に満たない場合は、傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。
- 3 点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮を必要とする傍聴希望者は、原則として会議開催の4日前（土・日・祝日を除く）までに、事務局まで申出を行うものとする。

（傍聴手続）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議開始前に、受付において住所、氏名等必要事項を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

- 2 傍聴人は、会議の開始前までに会場へ入室し、所定の位置に着席していなければならないものとし、会議が開始された後は、会場に入室することができない。

（傍聴人の入室制限）

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物品を携帯している者
- (3) プラカード、のぼり、旗、笛その他会議会場に持ち込むことが不相当と認められる物品を携帯している者
- (4) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用又は携帯している者
- (5) その他会議の円滑な運営を妨げる恐れのあると認められる者



(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は静粛を旨とし、会長及び事務局の職員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。  
ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

- 2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(報道対応)

第8条 会長は、原則として報道関係者に対し、会議が開始される前の指定された時間内に限り、会場内において写真等の撮影をすることを認めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、傍聴人等が撮影されることを望まない明確な意思表示をした場合には、会長は撮影を制限し、又は撮影を拒否することができる。

(実施細目)

第9条 この要領に定めのない事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この要領は、第87回千葉県土地利用審査会開催の日から適用する。

この要領は、令和6年12月〇〇日から施行する。